

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐倉市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐倉市長

公表日

令和6年2月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>当市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・第1号、第2号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請・保険料賦課、決定及び変更並びに納入にかかる通知、特別徴収に関する通知・保険料の減免、徴収猶予等の申請及び通知・保険料滞納者に対する給付制限に関する申請及び通知・要支援、要介護認定等の申請、認定結果等の通知・居宅サービス作成依頼届出、住宅改修費支給、福祉用具購入費支給、福祉用具例外給付申請、居宅サービス費償還払申請、高額介護（介護予防）サービス費申請・支給、高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給、高額総合事業サービス費申請・支給、高額医療合算総合事業サービス費支給、ケアプラン自己作成管理、負担限度額認定、特養旧措置者負担減額、社会福祉法人利用者減免、訪問介護低所得者負担減額、利用料災害減免・窓口・郵送での書類の受入以外にサービス検索・電子申請機能での受領 <p>番号法の別表第二に基づいて当市は、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none">1. 介護保険システム2. 介護保険認定審査会支援システム3. 収滞納システム4. 団体内統合宛名システム5. 中間サーバー6. サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none">(1) 資格ファイル(2) 賦課収納ファイル(3) 滞納ファイル(4) 受給・認定・給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none">1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の68の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
---------------	----------	---------------------------------------

②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険法第百三十六条第一項(同法第百四十条第三項において準用する場合を含む。)、第百三十八条第一項又は第百四十一条第一項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれる項(46、83、95の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「国民健康保険法第五十六条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(43の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条又は第百二十八条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(2の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康保険法第五十五条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(3の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「高齢者の医療の確保に関する法律第五十七条第一項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(81の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「船員保険法第三十三条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(5の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十条の二に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(22の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十九条第一項に規定する他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(97の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第十八条第一項ただし書に規定する他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(88の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「医療保険者その他の法令による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(17、106の項)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109)</p> <p>: 第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93の項)</p> <p>: 第一欄(情報照会者)が「市長村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項)</p>	
----------------	--	--

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐倉市 総務部 行政管理課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6288
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐倉市 福祉部 介護保険課 住所: 〒285-8501 千葉県佐倉市海隣寺町97 電話: 043-484-6187

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	I. 5. 評価実施機関における担当部署	上村 充美	島村 美恵子	事後	
平成29年3月30日	I. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	保険料の負担限度額認定や各種減免認定の減免、徴収猶予等の申請及び通知	保険料の減免、徴収猶予等の申請及び通知	事後	
平成29年3月30日	I. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・個人情報作成依頼、居宅サービス作成依頼届出、住宅改修費支給、福祉用具購入費支給、 福祉用具例外給付申請、居宅サービス費償還申請、高額介護サービス費申請・支給、 高額医療合算介護サービス費支給、ケアプラン自己作成管理、第三者行為求償、負担限度額認定、 特養旧措置者負担減額、社会福祉法人利用者減免、訪問介護低所得者負担減額、 利用料災害減免、給付費通知	・居宅サービス作成依頼届出、住宅改修費支給、福祉用具購入費支給、 福祉用具例外給付申請、居宅サービス費償還申請、高額介護サービス費申請・支給、 高額医療合算介護サービス費支給、ケアプラン自己作成管理、負担限度額認定、 特養旧措置者負担減額、社会福祉法人利用者減免、訪問介護低所得者負担減額、 利用料災害減免	事後	
平成29年3月30日	I. 3. 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第2項	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第2項	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項)	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項)	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②	追加	:第三欄(情報提供者)が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報」が含まれる項(109) :第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(119)	事後	
平成29年3月30日	I. 4. ②	(別表第二省令における情報提供の根拠):第2条第1号第5号ハ、第3条第1号第5号ハ、第6条第1号第4号ロ、第19条第1号ロ第2号第3号第4号第5号、第25条第三号ハ、第30条第8号、第32条第1号ハ第2号ハ第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第44条第1号ロ第2号第3号第4号第5号、第47条第1号第6号第2号第8号口第9号ロ	(別表第二省令における情報提供の根拠):第2条第1号第2号第6号ハ第7号、第3条第1号第2号第6号ハ、第5条第2号、第6条第1号第4号ロ、第7条第3号二、第10条第3号二、第15条第5号第19条第1号ロ第2号第3号第4号第5号第6号、第25条第三号ハ、第25条の2第2号、第30条第9号、第32条第1号ハ第2号ハ第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号第44条第1号ロ第2号第3号第4号第5号第6号、第47条第1号、第49条第2号ホ、第55条第6号ロ、第55条の2第5号、第59条の3第3号ハ	事後	
平成29年3月30日	II. 1. いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成29年3月30日	II. 2. いつ時点の計数か	平成27年1月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成30年3月1日	I. 5. 評価実施機関における担当部署	島村 美恵子	三須 裕文	事後	
平成30年3月1日	II. 1. いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	
平成30年3月1日	II. 2. いつ時点の計数か	平成28年12月1日 時点	平成29年12月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月1日	I. 4. ②	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第1号第2号第6号ハ第7号、第3条第1号第2号第6号ハ、第5条第2号、第6条第1号第4号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第15条第5号第19条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第25条第3号ハ、第25条の2第2号、第30条第9号、第32条第1号ハ第2号ハ第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第2号第44条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第47条第1号、第49条第2号ホ、第55条6号口、第55条の2第5号、第59条の3第3号ハ	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第3号口第8号ハ、第3条第3号第4号第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号第5号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第1号第2号口第6号口、第24条の2第1号第3号ハ第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号第4号ハ第8号イ、第32条第1号ハ第2号ハ第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第8号口、第44条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第47条第1号、第49条第2号ハ、第55条6号口第8号口、第55条の2第1号ハ第2号、第59条の3第3号二	事後	
平成31年3月29日	I. 5. 評価実施機関における担当部署	三須 裕文	小林 知明	事後	
平成31年3月29日	II. 1. いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	II. 2. いつ時点の計数か	平成29年12月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	
平成31年3月29日	I. 4. ②	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項)	:第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108の項)	事後	
平成31年3月29日	I. 4. ②	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第3号口第8号ハ、第3条第3号第4号第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号第5号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第1号第2号口第6号口、第24条の2第1号第3号ハ第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号第4号ハ第8号イ、第32条第1号ハ第2号ハ第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第8号口、第44条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第47条第1号、第49条第2号ハ、第55条6号口第8号口、第55条の2第1号ハ第2号、第59条の3第3号二	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第3号口第8号ハ、第3条第3号第4号口第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号第5号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第1号第2号口第6号口、第24条の2第1号第3号ハ第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号第4号ハ第8号イ、第32条第1号ハ第2号ハ第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第8号口、第44条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第47条第1号、第49条第2号ハ、第55条第1号第2号第2号口第8号口、第55条の2第1号ハ第2号、第59条の3第3号二	事後	
平成31年3月29日	I. 5. ②	小林 知明	高齢者福祉課長	事後	
令和1年12月20日	I. 4. ②	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108の項)	第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項)	事後	
令和1年12月20日	I. 4. ②	第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(119)	第三欄(情報提供者)が「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「難病の患者に対する医療等に関する法律第十二条に規定する他の法令による給付の支給に関する情報」が含まれる項(120)	事後	
令和1年12月20日	I. 4. ②	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第3号口第8号ハ、第3条第3号第4号口第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号第5号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第1号第2号口第6号口、第24条の2第1号第3号ハ第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号第4号ハ第8号イ、第32条第1号ハ第2号ハ第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第8号口、第44条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第47条第1号、第49条第2号ハ、第55条第1号第2号第2号口第8号口第9号ハ、第55条の2第1号ハ第2号、第59条の3第3号二	(別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第3号口第8号ハ、第3条第3号第4号口第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号第5号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第1号第3号口第7号、第24条の2第1号第3号ハ第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号第4号ハ第8号イ、第32条第1号第2号第2号第3号、第33条第6号、第43条第3号ハ、第43条の2第10号口、第44条第1号第2号第3号第4号第5号第6号、第47条第1号、第49条第2号ハ、第55条第1号第2号第2号口第8号口第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	事後	
	II. 1. いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和元年10月31日 時点	事後	
	II. 2. いつ時点の計数か	平成30年12月1日 時点	令和元年10月31日 時点	事後	
令和1年12月24日	I. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	・居宅サービス作成依頼届出、住宅改修費支給、福祉用具購入費支給、福祉用具例外給付申請、居宅サービス費償還申請、高額介護サービス費申請・支給、高額医療合算介護サービス費支給、ケアプラン自己作成管理、負担限度額認定、特養旧措置者負担減額、社会福祉法人利用者減免、訪問介護低所得者負担減額、利用料災害減免	・居宅サービス作成依頼届出、住宅改修費支給、福祉用具購入費支給、福祉用具例外給付申請、居宅サービス費償還申請、高額介護(介護予防)サービス費申請・支給、高額医療合算介護(介護予防)サービス費支給、高額総合事業サービス費申請・支給、高額医療合算総合事業サービス費支給、ケアプラン自己作成管理、負担限度額認定、特養旧措置者負担減額、社会福祉法人利用者減免、訪問介護低所得者負担減額、利用料災害減免	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月24日	I. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	1.介護保険システム 2.介護保険認定審査会支援システム 3.団体内統合宛名システム 4.中間サーバー	1. 介護保険システム 2. 介護保険認定審査会支援システム 3. 収滞システム 4. 団体内統合宛名システム 5. 中間サーバー	事後	
令和1年12月24日	2.特定個人情報ファイル名	(1)資格情報管理ファイル (2)認定情報管理ファイル (3)給付情報管理ファイル (4)保険料賦課収納管理ファイル	(1)資格ファイル (2)賦課収納ファイル (3)滞納ファイル (4)受給・認定・給付ファイル	事後	
令和3年3月10日	II. 1. いつ時点の計数か	令和元年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	
令和3年3月10日	II. 2. いつ時点の計数か	令和元年10月31日時点	令和2年10月31日時点	事後	
令和3年3月10日	I. 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	高齢者福祉課	介護保険課	事後	
令和3年3月10日	I. 5. 評価実施期間における担当部署	福祉部 高齢者福祉課 高齢者福祉課長	福祉部 介護保険課 介護保険課長	事後	
令和4年1月5日	II. 1. いつ時点の計数か	令和2年10月31日時点	令和3年10月31日時点	事後	
令和4年1月5日	II. 2. いつ時点の計数か	令和2年10月31日時点	令和3年10月31日時点	事後	
令和4年1月5日	I. 3. 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号)2・別表第一省令第50条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号、第14号、第2項	削除	事後	
令和4年1月5日	I. 4. ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特例個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号(特例個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和4年1月5日	I. 4. ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二省令における情報提供の根拠) :第2条第3号口第8号ハ、第3条第3号第4号第9号ハ、第5条第2号、第6条第1号イ第5号口、第7条第3号二、第10条第3号二、第12条の3第3号、第15条第3号、第19条第1号レ第2号第3号第4号第5号第6号、第22条の2第1号第2号口第6号口、第24条の2第1号第3号ハ第7号イ、第25条第3号ハ、第25条の2第7号、第30条第9号、第31条の2第2号第4号ハ第8号イ、第32条第1号ハ第2号ハ第3号、第33条第5号、第43条第3号ハ、第43条の2第8号口、第44条第1号二第2号口第8号口第9号ハ、第55条の2第1号ハ、第59条の3第3号二	削除	事後	
令和4年1月5日	I. 4. ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる高(93の項) :第一欄(情報照会者)が「市長村長」のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(94の項) (別表第二省令における情報照会の根拠)第46条、第47条	削除	事後	
令和5年2月6日	II. 1. いつ時点の計数か	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年2月6日	II. 2. いつ時点の計数か	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	重要な変更にあたる項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年2月6日	I. 1. ②事務の概要	追加	・窓口・郵送での書類の受入以外にサービス検索・電子申請機能での受領	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和5年2月6日	I. 1. ③システムの名称	追加	6. サービス検索・電子申請機能	事後	重要な変更にあたるが、対応遅れにより事後公表
令和6年2月13日	II. 1. いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	
令和6年2月13日	II. 2. いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	